

独 国 青 那 第 127 号
令 和 6 年 1 月 30 日

利用団体 各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立那須甲子青少年自然の家
所 長 小 野 保
(公印省略)

野外炊事物品使用料について（通知）

標記のことについて、令和6年4月1日より下記の通り徴収いたします。御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1. 対象団体

日帰り利用で野外炊事を実施する団体

2. 野外炊事物品使用料

1人あたり 500円

3. 備考

野外炊事の実施に必要な材料等購入費用（食材や薪）とは別に徴収いたします。

【問い合わせ先】

国立那須甲子青少年自然の家
事業推進係

MAIL nasukashi-teisyutsu@niye.go.jp